

1. 中小企業者とは

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定するもの

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

法第2条第1項第1号の2に規定するもの

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルトを除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

法第2条第1項第3号に規定するもの

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員
医業を主たる業とする法人	—	300人以下

○資本金・従業員のどちらかの要件を満たしていれば中小企業者に含まれます。

○常時使用する従業員について

- ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内（有給であっても）の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
- ・臨時雇の従業員（パート・アルバイト）であっても、経営上不可欠な方（年間営業日数の半数以上就労している等）は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。

2. 小規模企業者とは

中小企業基本法第2条第5項に規定するもの

業種	常時使用する従業員
商業・サービス業	5人以下
その他の業種	20人以下

○常時使用する従業員について

- ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内（有給であっても）の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
- ・臨時雇の従業員（パート・アルバイト）であっても、経営上不可欠な方（年間営業日数の半数以上就労している等）は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。

3. 協同組合等とは

以下に掲げる協同組合とする

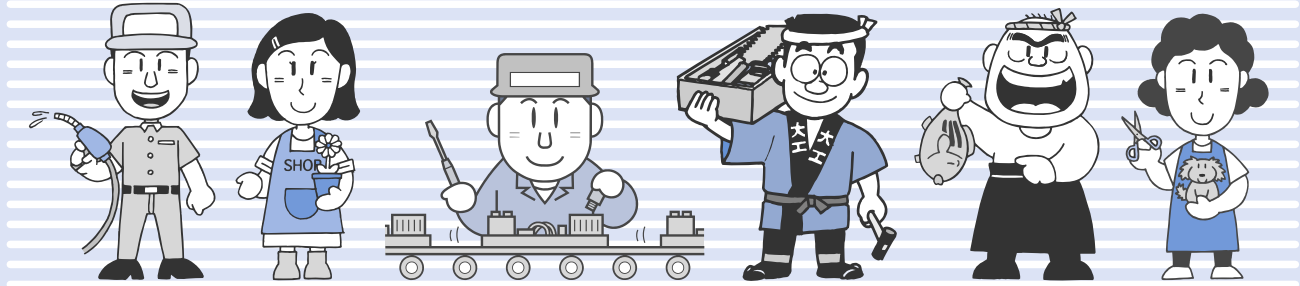
組合の種類	根拠法
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合	中小企業等協同組合法
協業組合、商工組合	中小企業団体の組織に関する法律
商店街振興組合	商店街振興組合法
生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
酒類業組合（酒造組合、酒販組合等）	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

4. 農林漁業、金融保険業等（一部を除く）信用保証協会の保証対象とならない業種は融資対象者になりません。

5. 融資利率等は、平成21年10月1日現在のものです。年度途中に変更することがあります。

平成21年度（下半期版）

中小企業金融のしおり



ご利用目的別ガイド

一般的な事業資金が必要なとき	➡ 経営支援資金（一般枠）
小規模企業者の方で、事業資金を必要とするとき	➡ 経営支援資金（小規模企業者枠・小規模企業者つなぎ枠）
セーフティネット保証の認定を受けた方であって、新たな資金需要があるとき	➡ セーフティネット資金（新規枠）
セーフティネット保証の認定を受けた方であって、借入金の借換を行い、返済負担を軽減したいとき	➡ セーフティネット資金（借換枠）
売上の減少等経営状況が厳しい方であって、経営の安定を図るために事業資金を必要とするとき（セーフティネット資金（新規枠）の融資対象者を除く）	➡ 緊急経済対策資金（新規枠）（平成21年度新設）
売上の減少等経営状況が厳しい方であって、借入金の借換を行い、返済負担を軽減したいとき（セーフティネット資金（借換枠）の融資対象者を除く）	➡ 緊急経済対策資金（借換枠）（平成21年度新設）
経営革新に関する計画の承認を受けている方が、計画の実施のために資金が必要なとき	➡ 政策推進資金（経営革新枠）
環境産業・観光産業・健康福祉産業のいずれかに該当する中小企業者の方が事業資金を必要とするとき	➡ 政策推進資金（特定産業枠）
滋賀県中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営改善計画を策定した方が、その計画に基づいた事業資金を必要とするとき	➡ 政策推進資金（再生支援枠）
融資期間1年以内で、商品の仕入等の運転資金が必要なとき	➡ 短期事業資金（通常枠）
下請代金として受け取った商業手形を資金化したいとき	➡ 短期事業資金（手形割引枠）
開業のための資金が必要なとき、または開業後1年未満の中小企業者が事業資金を必要とするとき	➡ 開業資金（創業枠）A～C
開業後1年以上～5年未満の中小企業者が事業資金を必要とするとき	➡ 開業資金（成長枠）
開業前または開業後5年未満の中小企業者であって、滋賀県経済振興特別区域内で特区事業を行う（行おうとする）ために資金が必要なとき	➡ 経済振興特区資金（創造枠）
開業後5年以上の中小企業者であって、滋賀県経済振興特別区域内で特区事業を行うために資金が必要なとき	➡ 経済振興特区資金（自律枠）
小規模企業者の方で、事業資金を必要とするとき（保証協会の保証債務残高が1,250万円（融資申込額を含む。）以内の方に限ります。）	➡ 市町小規模企業者小口簡易資金
滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けている方が、新規性を有する技術・ノウハウの研究開発および事業化のために資金が必要なとき	➡ 滋賀の新しい産業づくり促進資金
中小企業者が、滋賀県内対象地域で、新たに土地を取得（賃借含む）し、工場または研究所を設置するために資金が必要なとき	➡ 滋賀県産業立地促進資金

お問い合わせ：滋賀県商工観光労働部商工政策課 TEL077（528）3714

滋賀県商工観光労働部

滋賀県産業支援プラザ

詳細については、産業支援プラザ(☎077-511-1410)までお尋ねください。

滋賀県産業支援プラザは、「中小企業支援法」に基づく地域の中小企業支援センターとして、また、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中核的支援機関として、県内のベンチャー企業や経営の革新を図ろうとする企業、これから事業を起こそうとする方に対して「企業のやる気を応援します」をキャッチフレーズに、行政機関や大学、経済団体、金融機関とも連携しながら総合的・一体的な支援を行うために設立された滋賀県および経済団体などの出資による公益法人です。

（業務内容） ◇めきき・しが（事業可能性評価）

新事業や新サービスなどの、新しい事業プランの可能性を評価する「めきき・しが」（事業可能性評価）を行っています。

◇窓口相談・専門家派遣事業

中小企業者の皆様が抱えるあらゆる悩みに1ヶ所で、総合的にお答えする相談窓口を設置しております。また、中小企業が抱える技術・特許・販路開拓などの様々な課題に対し、要請に基づき実績ある専門家を派遣して適切な解決を図るため「専門家派遣事業」も実施しています。

◇技術支援事業

中小企業の方の様々な技術課題等の解決や技術振興を図るため、各種の情報提供、産学官交流、研究開発の推進、ISO認証取得推進、技術人材等の育成を通じ総合的な技術支援を行います。

取扱金融機関

中小企業振興資金融資制度は下記金融機関の県内本・支店で取り扱っております。

滋賀銀行

びわこ銀行

大垣共立銀行

京都銀行

福井銀行

滋賀中央信用金庫

長浜信用金庫

湖東信用金庫

京都信用金庫

滋賀中央信用金庫

滋賀県信用組合

滋賀県民信用組合

商工組合中央金庫

京滋信用組合

近畿産業信用組合

なお、一部金融機関では取り扱っていない資金がありますので、申込先にお尋ねください。

中小企業金融のご相談は

詳細につきましては下記にご相談ください（数字は表中の資金名の番号を指します）
滋賀県商工観光労働部 大津市京町4丁目1-1（県庁東館）

商工政策課 ☎(077)528-3714 ①～⑦
商業振興課 ☎(077)528-3731 ④(経営革新枠)における経営革新に関する計画の承認
新産業振興課 ☎(077)528-3791 ⑨および④(経営革新枠)における経営革新に関する計画の承認

企業誘致推進室 ☎(077)528-3792 ⑩
◎滋賀県商工会議所連合会 ☎(077)511-1460
お申し込みは各商工会議所になります ①②③④(再生支援枠のぞく)⑥

◎滋賀県商工会連合会 ☎(077)511-1470
お申し込みは各商工会になります ①②③④(再生支援枠のぞく)⑥
http://www.shigasci.com/

◎滋賀県中小企業団体中央会 ☎(077)511-1430
①(一般枠)、②③④(再生支援枠のぞく) http://www.chuokai-shiga.or.jp/

◎滋賀県産業支援プラザ ☎(077)511-1410
④(経営革新枠)⑥⑨ http://www.shigaplaza.or.jp/

◎滋賀県信用保証協会 ☎(077)511-1321・1322・1324
信用保証に関すること全般 http://www.cgc-shiga.or.jp/

◎滋賀県中小企業再生支援協議会 ☎(077)511-1529
④(再生支援枠) http://www.ex.biwa.ne.jp/~saisei/
◎印の各団体は、すべてコラボしが21(大津市打出浜2-1)内にあります。

政府系金融機関

政府系金融機関でも中小企業者等に対して各種制度を設け、直接融資を行っておりますので各機関にお尋ねください。

日本政策金融公庫 大津支店 大津市末広町1-1(日生大津ビル) ☎(077)524-3825
(中小企業事業)
日本政策金融公庫 大津支店 大津市浜大津1丁目2-28 ☎(077)524-1656
(国民生活事業)
〃 彦根支店 彦根市佐和町11-34 ☎(0749)24-0201
商工組合中央金庫 大津支店 大津市浜大津1丁目2-22 ☎(077)522-6791
〃 彦根支店 彦根市旭町9-3 ☎(0749)24-3831

滋賀県信用保証協会保証制度

滋賀県信用保証協会は、県内の中小企業の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際、借入債務の保証をすることで、中小企業の方の資金調達力を強め、融資の道を開くなど信用補完を通じて企業の健全な育成発展を目的とする公的機関です。

1. 利用するための要件

営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象とします。また事業場所についても次の(1)または(2)に該当すれば保証の対象となります。

- (1) **個人の場合**
居住または事業所のいずれかが「信用保証協会の区域内」にあるもの
- (2) **法人の場合**
「信用保証協会の区域内」に本店または事業所を有するもの

2. 貸付形式

手形貸付、証書貸付、手形割引、当座貸越

3. 保証対象業種

次に掲げる業種以外の業種
農業、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）。
上記業種以外の中でも保証できない業種がありますのでご注意ください。（風俗営業飲食業の一部、娯楽業、宗教等）また、許認可等を必要とする業種については許可・認可等を受けていることが必要です。

4. 連帯保証人・担保等

次のような場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- (1) 実質的な経営者や営業許可人および申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- (2) 本人もしくは代表者が健康上の理由（高齢者も含む）のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- (3) 当該事業の協力者や支援者から連帯保証の申し出がある場合等
担保は必要に応じて徴求します。

5. 保証限度額

中小企業振興資金融資制度およびその他の県の融資制度の保証限度額は、各一覧表の融資額と同じです。これら以外の主な協会保証制度の保証限度額はA表のとおりです。

6. 信用保証料

保証料は次の計算式で算出します。

- (1) 一括返済
貸付金額×保証期間(月数)×保証料率(A表参考)×1/12
- (2) 分割返済
貸付金額×分割返済回数別係数(B表参考)×保証期間(月数)×保証料率(A表参照)×1/12
保証料率には、責任共有保証料率(保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの)と、信用保証料率(保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用)とがあります。
A表の※印は信用保証料率での表示です。

信用保証協会団体信用生命保険制度について

保証付融資のご利用にあたり、希望される方へのプラスワンサービスとして「信用保証協会団体信用生命保険」（以下「保証協会団信」といいます。）の取り扱いを行っています。

この制度は、信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方（法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方。）がその

詳細については、滋賀県信用保証協会(☎077-511-1321・1322・1324)までお尋ねください。

融資の債務全額を返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受け取る保険金を金融機関に対する当該債務に充当するもので、後継者の方にとつての事業の維持安定、ご家族の安心を図るものです。

信用保証協会団体信用生命保険制度の概要

加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主または中小企業基本法上で中小企業者に該当する法人。

（組合、医療法人等は、中小企業基本法人上の中小企業者には該当しません。）

被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上満66歳未満の方。なお、満70歳で自動脱退となります。

- ①個人事業主の場合は本人
- ②中小企業者に該当する法人の場合は、代表者であつて信用保証付融資の連帯保証人である方。

加入対象融資

一企業100万円以上1億円以下。
ただし、一被保険者に対し、利用限度額は合計で1億円。

貸付形式・融資期間等

証書貸付に限る。融資期間は1年以上。
返済方法は分割返済(元金均等・元利均等)で不均等返済は不可。
なお、根保証(当座貸越・事業者カードローン根保証、手形割引根保証)および一括払いは対象なりません。
(注) ご利用の場合所定の特約料が必要になります。
また、条件を満たされる方でも保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。

（A表）滋賀県等融資制度以外の主な信用保証制度一覧表

種 類	保証限度額 (単位円)		保証料率 (単位%)		割 引 料 率 (有無)	
	個人・会社	組合等	有担保	無担保		
一 般 保 証	商業手形割引根保証	2億8千万	4億8千万	0.45～1.90	有	
	特 別 小 口 保 証	2億	4億	0.39～1.62	有	
	当 座 貸 越 根 保 証	1,250万		—	※0.95	無
	事業者カードローン根保証	2億8千万		0.39～1.62	有	
	長期経営資金(やくしん)保証	2億		0.45～1.90	有	
全 国 小 口 保 証	1,250万		※0.50～2.20	無		
別 枠 保 証	公 害 防 止 保 証	5千万	1億	1.00	1.10	有
	エ ネ ル ギ ー 対 策 保 証	2億	4億	1.01	1.11	有
	海 外 投 資 関 係 保 証	2億	4億	1.01	1.11	有
	新 事 業 開 拓 保 証	2億	4億	1.01	1.11	有
	経営安定関連保証1～4、6号			—	※0.90	無
	緊 急 保 証	2億8千万	4億8千万	—	※0.80	無
	経営安定関連保証7～8号			—	0.80	無
流動資産担保融資保証制度		2億		0.68	無	
特 定 社 債 保 証		4億5千万		0.40～1.76	有	

(注1) 上記信用保証料は平成21年10月1日現在のものです。
(注2) 中小企業会計に準拠して計算書類を作成している場合は、全ての保証に対して0.1%の割引を行います。
(注3) 有担保の場合、0.1%の割引を行います。
(注4) ※印は信用保証料率での表示です。

（B表）分割返済回数別係数

分割返済回数	6回以下	7回以上12回以下	13回以上24回以下	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

(平成21年度下半期の主な改正点)

■ 融資利率を引き下げました。

金融情勢をふまえ、厳しい経営環境にある中小企業の皆さんをさらに支援するため、融資利率を0.2%引き下げました。

◆ 保証料率体系 I

(年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県融資制度保証料率①	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率②	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45

※「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成されている中小企業の方は0.1%の割引があります。
 ※有担保の場合、0.02%～0.1%の割引があります。(一部融資制度を除く)
 ※セーフティネット資金(借換枠)等一部の融資制度では、上記体系によらず、固定料率が適用されるものがあります。

滋賀県中小企業振興資金融資制度

(詳細については、各申込先、県商工政策課または取扱金融機関にお尋ねください。)

No.	資金名		資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率 (保証あり・なし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先																
1	経営支援資金 (しえん)	一般枠	設備	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業者であって、原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下であるもの ②協同組合等および中小企業者の組織する会社	所要資金の70%以内で 3,000万円 (旧経営合理化資金・組織強化育成資金の融資残高含む)	年2.2%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	7年(1年)	金融機関所定	融資対象者①については各商工会議所、各商工会 融資対象者②については中小企業団体中央会																
			運転		(旧経営合理化資金・組織強化育成資金の融資残高含む) 2,000万円			5年(6か月)																		
		小規模企業者枠	設備	小規模企業者が、経営の安定、合理化等を図るために必要な資金	従業員20人(商業、サービス業は5人)以下であって、原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者	設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (旧小規模企業者経営安定資金の融資残高含む)	年2.15%	年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率②をご参照ください)	7年(1年)	原則保証協会保証付	各商工会議所、各商工会															
			運転						小規模企業者の年末年始の資金需要に対応する資金 (申込受付期間は、平成21年11月2日から平成22年1月15日までです。)			5年(6か月)														
2	セーフティネット資金 (しんらい)	新規枠 (責任共有制度対象外)	設備	次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号(第5号を除く)のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者)	8,000万円 なお、左記中小企業信用保険法第2条第4項第1号の場合、再生手続開始申立等事業者に対する関連債権額の範囲内 (旧経済変動対策資金の融資残高含む)	年1.7% (保証必須)	年0.85%	10年(2年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会																
			運転					次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第4項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者)			10年(2年)															
		新規枠	設備	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第4項第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②大規模災害や大型倒産など県内の経済状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって、知事が別に定める経済環境の悪化要因により、経営の安定に支障が生じている者(例:平成18年国道367号線土砂災害による交通遮断を要因として指定)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号(第5号を除く)のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②保証協会保証付融資(金融安定化特別保証付融資および流動資産担保融資保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの	年0.80%	年0.85%	10年(2年) 融資対象者②の場合、別に定める融資期間	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会																
			運転					次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第4項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②保証協会保証付融資(金融安定化特別保証付融資、流動資産担保融資保証付融資および緊急保証付融資[全国緊急制度]を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの			7年(1年) 融資対象者②の場合、別に定める融資期間															
借換枠 (責任共有制度対象外)	借換	設備	既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するための資金 (借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限り)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第4項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②保証協会保証付融資(金融安定化特別保証付融資、流動資産担保融資保証付融資および緊急保証付融資[全国緊急制度]を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの	2億円 (増額分を含む) (旧経営安定借換資金の融資残高含む)	年2.2% (保証必須)	年0.80%	10年(2年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会																
		運転						次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第4項第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②保証協会保証付融資(金融安定化特別保証付融資および流動資産担保融資保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの			7年(1年)															
3	緊急経済対策資金 (きんきゆう) 〈平成21年度新設〉 売上の減少など経営状況が 厳しいとき (セーフティネット資金の 融資対象者を除く)	新規枠	設備	セーフティネット資金(新規枠)の融資対象者ではない者であって、次の①または②のいずれかに該当する中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の者に限る)、協同組合 ①最近3か月間の売上高が前年同期または前々年同期と比べて10%以上減少している者 ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年または前々年と比べて10%以上減少している者	5,000万円	年1.95% (保証必須)	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	7年(1年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会																
			運転					既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するための資金 (借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限り)			5年(6か月)															
4	政策推進資金 (すいしん)	経営革新枠	設備	中小企業者等が、新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るに際してに必要な資金	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する中小企業者等 《計画の承認を受けていても金融上の審査により融資が受けられないことがあります》	所要資金の80%以内で 中小企業者 2億円 協同組合等 4億円 (旧経営革新支援資金の融資残高含む)	年1.95%	年0.77% (新事業開拓保険利用で無担保5,000万円以内0.77%、5,000万円超1.06%、有担保0.96%)	10年(2年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会、 産業支援プラザ															
			環境産業枠						設備			環境産業、観光産業、健康福祉産業に取り組み中小企業者等が経営の合理化、体質改善を図るために必要な資金	別に定める、環境産業、観光産業、健康福祉産業を営む者(観光産業にあつては(社)びわこビジネスタウンビューローに加盟するものまたはびわこビジネスタウンビューローに加盟する団体に所属するもの)	設備・運転の合計 所要資金の80%以内で 1億円 (観光産業にあつては2億円) 運転のみ利用の場合は 2,000万円 (旧特定産業振興資金の融資残高含む)	年1.95%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	10年(2年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会							
			観光産業枠						設備								中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金			滋賀県中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者(※) ※ 計画策定が完了していること	1億円 (旧中小企業再生支援資金の融資残高含む)	金融機関所定 (保証必須)	年0.37%～1.82% (県融資制度保証料率①から一律0.08%引き)	10年(2年)	保証協会保証付	取扱金融機関
			健康福祉産業枠						設備															中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金		
5	短期事業資金 (たんき)	通常枠	設備	仕入れ、代金決済等に必要運転資金	中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者) 協同組合等	1,500万円	年2.2%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	1年	金融機関所定	取扱金融機関															
			手形割引枠						親事業者から下請代金として受け取った手形の割引資金			滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している下請中小企業者	1,500万円	年2.2%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	割引期間150日以内	金融機関所定									

No.	資金名		資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先
6	開業資金 (かいぎょう)	創業枠A 開業前～開業後 1年未満 (責任共有制度対象外)	設備	県内で新たに事業を始めるため(開業前および開業後1年未満を含む)に必要な資金	次のいずれかに該当する者で所要資金の20%以上の自己資金相当額を有するもの(ただし、融資対象者①および②において、開業前の場合は融資額と同額以上の別に定める自己資金相当額が必要) ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後1年未満のもの ②事業を営んでいない個人が会社を設立し、2か月以内に新たに開業しようとする者または設立後1年未満のもの ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者または会社が新たに設立した会社であって、設立後1年未満であるもの	設備 運転合計 1,500万円 (創業枠・成長枠および旧開業資金の融資残高含む)	年1.00%	7年(1年)	保証協会保証付	各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ
			運転					5年(1年)		
	開業前または 開業後5年未満のとき	創業枠B 開業前 (責任共有制度対象外)	設備	県内で新たに事業を始めるため(開業前前の者に限る)に必要な資金	次のいずれかに該当する者で、所要資金の20%以上の自己資金相当額を有するもの ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者 ②事業を営んでいない個人が会社を設立し、2か月以内に新たに開業しようとする者	設備 運転合計 1,000万円	年2.15% (保証必須)	7年(1年)		
			運転					5年(1年)		
	成長枠 開業後1年以上 5年未満 (責任共有制度対象外)	創業枠C 開業前～開業後 1年未満	設備	県内で新たに事業を始めるため(開業前および開業後1未満を含む)に必要な資金	次のすべてに該当する者 ①事業を営んでいない者であって、新たに開業しようとする者または開業後(設立後)1年未満の者 ②所要資金の20%以上の自己資金相当額を有する者 例① 開業前の者で所要資金の20%以上の自己資金相当額を有し、自己資金相当額を超える融資を希望するもの 例② 開業後1年未満であり、法人成りしたもの	設備 運転合計 1,500万円 (創業枠・成長枠および旧開業資金の融資残高含む)	年1.00%	7年(1年)		
運転			5年(1年)							
7	経済振興特区資金 (とっく) 特区事業に参画している 事業者が事業資金を必要 とするとき	創造枠 (責任共有制度対象外)	滋賀県経済振興特別区域において特区事業の実施主体が特区事業を行うための設備資金および運転資金	経済振興特別区域内において、特区事業を行う(行おうとする)中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始しようとする者または事業を開始した日以後5年を経過していない者 ②事業を営んでいない個人であって、会社を設立し2か月以内に新たに事業を開始しようとする者または事業を開始した日以後5年を経過していない者	設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (開業前の者は自己資金相当額の範囲内)	年1.7% (保証必須)	7年(2年)	保証協会保証付	取扱金融機関	
				経済振興特別区域内において特区事業を行う中小企業者のうち、事業を開始した日以後5年を経過し、次の要件のいずれかに該当する者 ①直近決算において経常利益を計上していること ②直近決算において債務超過でないこと	設備資金、運転資金あわせて 3,000万円		年0.30%～1.75% (県融資制度保証料率①から一律0.15%引き)			

◆ 保証料率体系Ⅱ (年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小口簡易資金保証料率	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50

※「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成されている中小企業の方は0.1%の割引があります。

市町制度 (据置期間等、詳細については、各市町商工担当課にお尋ねください。)

No.	資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率	融資期間	担保・保証	申込先
8	市町小規模企業者 小口簡易資金 (責任共有制度対象外) (小口零細企業保証制度対応)	設備	従業員20人(商業、サービス業は5人)以下の小規模企業者であって、融資申込額と合わせて保証協会の保証債務残高が1,250万円以内の者	1,250万円 (既存の保証協会保証付融資残高を含む)	年2.2% (保証必須)	年0.50%～1.20% (上表をご参照ください) ※中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号に該当する者として市町村長の認定を受けた者は年0.8%)	7年	保証協会保証付	各市町が定める受付機関 (各商工会議所、各商工会等)
		運転				5年			

商工観光労働部のその他の融資制度 (詳細については、各申込先にお尋ねください。)

No.	資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率	融資期間	担保・保証	取扱金融機関	申込先
9	滋賀の新しい産業づくり 促進資金	新規性を有する技術・ノウハウの研究開発および事業化に要する資金	旧中小企業創造活動促進法および滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けた中小企業者、協同組合等	所要資金の80%以内で 中小企業者 2億円 協同組合等 4億円	年1.7%	旧中小企業創造活動促進法認定者 有担保保証 0.75% 無担保保証 0.85% 7,000万円以下無担保 0.56% 2,000万円以下無担保 0.85% 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定者 年0.37%～1.82% (県融資制度保証料率①から一律0.08%引き)	10年 (2年)	保証協会保証付	商工中金、滋賀銀行、びわこ銀行、大垣共立銀行、京都銀行 信用金庫(滋賀中央、長浜、湖東、京都、京都中央) 信用組合(滋賀県、滋賀県民、京滋、近畿産業)	滋賀県産業支援プラザ
10	滋賀県産業立地促進資金	県内において新たに土地を取得(賃借を含む)し、工場または研究所の新設または増設を行うために必要な資金	融資対象地域内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得(賃借を含む)し、工場・研究所を建設する中小企業者および協同組合 ○業種：製造業(日本標準産業分類中分類09～32)	2億円(土地取得費1億円) ただし対象経費の60%以内	年1.95%	年0.45%～1.9% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	10年 (2年)	金融機関所定	商工中金、滋賀銀行、びわこ銀行、大垣共立銀行、京都銀行 信用金庫(滋賀中央、長浜、湖東、京都、京都中央) 信用組合(滋賀県、滋賀県民、京滋、近畿産業)	(要件確認申請) 企業誘致推進室 (融資申込) 取扱金融機関

- ◆責任共有制度対象外：信用保証協会の保証割合は100%です。
 - ※ 資金名の欄に(責任共有制度対象外)の表示がない資金は、責任共有制度の対象となります。
 - 責任共有制度とは、中小企業者が保証付き融資を受ける際に保証協会と金融機関が適切な責任分担を回り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を期待するものです。(保証協会の保証割合は80%です。)
 - ◆セーフティネット資金は、一般保証とは別枠で利用できます。すでにセーフティネット保証の利用がある場合は、合算で保証限度額2億8,000万円までとなります。
 - ※ 融資対象者であっても金融機関や信用保証協会の審査により、事業資金の申込や責任共有制度の対象となっている保証付融資の借換などご希望にそえない場合があります。
- 【ご注意】 ※ 融資利率等の融資条件は平成21年10月1日現在のものです。金融情勢等により、融資利率等を変更することがあります。
※ 融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望にそえない場合があります。